

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）実施要綱

平成 29 年 3 月 31 日

一部改正 平成 30 年 3 月 30 日

一部改正 令和 3 年 4 月 1 日

第 1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け、府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 5 に規定する原子力災害情報発信等拠点施設整備等として行う原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第 2 目的

交付金は、福島県において、原子力災害に係る情報発信等拠点施設の整備を行い、その経験と教訓等を踏まえた資料展示や関連調査、研修等の実施及び同施設の円滑な立ち上げに必要な広報等を通じて、原子力災害に係る福島県の経験や教訓等を国内外に発信し、復興・再生に寄与することを目的とする。

第 3 定義

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業は、第 2 に定める目的を達成するため、第 4 に定めるところにより福島県が作成した原子力災害情報発信等拠点施設整備等に関する計画（以下「原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画」という。）に基づく事業又は事務（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

第 4 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の作成及び提出

1 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の提出

福島県は、次に掲げる事項を記載した原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画（様式 1-1、様式 1-2、様式 1-3 及び様式 1-4）を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 計画の目標

二 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業に要する費用

三 その他必要な事項

2 計画期間

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に記載する計画期間は、令和3年度までのうち、福島県が設定するものとする。

3 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の添付書類

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- 一 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業を実施する地域を示す資料
- 二 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業に要する費用の算出に係る基礎資料
- 三 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施に係る工程表
- 四 その他必要な書類

4 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の変更

福島県は、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、四又は五の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画を提出すれば足りることとする。

- 一 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の新設又は廃止を申請する場合
- 二 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業のいずれかの事業又は事務について、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画における総交付対象事業費を増額する場合
- 三 交付決定単位又は原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の交付金交付額の変更を申請する場合
- 四 その他の変更の場合

第5 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業

福島県は、次に掲げる原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に定めた目標を実現するために必要となる事業又は事務を当該計画に記載する。

1 対象事業

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の目標を実現するために福島県が実施する事業である原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業とする。

2 交付額

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の交付額は次のとおりとする。交付対象事業費は、別表に掲げる事業を所管する大臣(以下「交付担当大臣」という。)が交付要綱等で定めるものとする。

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の交付対象事業費に1/2を乗じて得られる額

3 事業期間

上記事業に係る事業期間は、令和3年度までとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、福島県から原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の提出を受けた場合には、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業に要する経費について、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、福島県における原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に基づく原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画を提出した福島県に対し、第6により作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第8 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた福島県は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、福島県が複数の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第9 交付金の執行

1 交付決定前の着手

一 交付可能額通知後の交付決定前の着手

福島県は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式3）を交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

二 交付可能額通知前の交付決定前の着手

福島県は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書（様式4）を内閣総理大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

2 費用の縮減

福島県は、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施に当たっては、当該原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第10 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の評価及び公表

1 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の公表

福島県は、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画を内閣総理大臣に提出し、交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した原子力災

害情報発信等拠点施設整備等事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の3の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣又は福島県は、修正前の原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画を公表することができるものとする。

2 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の進捗状況の報告及び公表

福島県は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の進捗状況を把握し、様式5により、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

3 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の実績に関する評価及び公表

福島県は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び当該計画に基づく原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。福島県は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

4 公表の方法

福島県は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第11 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、福島県に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第12 その他

その他原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の要件、交付金の交付の手続、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。

附 則（平成29年3月31日）

- 1 この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

番号	交付対象事業	交付担当大臣	交付担当大臣 が所管する関 係行政機関
A - 1	原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業	内閣総理大臣	復興庁

(様式1-1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の提出について

福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）実施要綱第4の1の規定に基づき、原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画（令和～年度）を提出します。

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業

令和〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号	事業名 (注2)	地区名 (注3)		総交付対象 事業費 (注4)	各年度の交付対象事業費 (注5)						全体事業費 (注6)	全体事業 期間 (注7)	備考
						平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度			
1				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
2				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>						~	
3				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
4				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
5				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
6				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
7				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
8				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
9				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
10				前回まで 今回 計	(0) 0 <0>								~	
				合計	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	0			

都道府県名		担当部局名		担当者氏名	
市町村名		電話番号		メールアドレス	

(注1)ピンクの欄が記入欄。その他の欄は自動計算される。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「地区名」には、1の事業ごとに複数の地区を対象として構わない。

(注4)「総交付対象事業費」、「各年度の交付対象事業費」欄の上段()書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。また、「総交付対象事業費」は各年度の交付決定額及び今回申請額の和となる。

(注5)「各年度の交付対象事業費」欄の計数は、様式1-4の「交付対象事業費(b)」欄と必ず一致させること。

(注6)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注7)「全体事業期間」は、令和3年度までの事業期間を記載をする。

(様式 1 - 3)

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に基づく事業等個票

令和〇年〇月時点

NO.	事業番号	事業名	
総交付対象事業費	(千円)		全体事業費 (千円)
事業概要			
※事業概要、目的及び事業を実施する地区の地図を別紙にて添付してください			

(別 紙)

※原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業の実施する場所が分かる資料（地図等）を添付ください。

(様式1-4)

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画

令和 年度

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業

令和〇年〇月時点

(単位:千円)

No.	事業番号	事業名 (注2)	地区名	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)		備 考	
					交付対象事業費 (b)	うち交付金交付額 (c)=a×b		
1					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
2					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
3					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
4					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
5					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
6					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
7					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
8					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
9					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
10					前回まで	(0)	(0)	
					今回	0	0	
					計	<0>	<0>	
				合計額	前回まで	(0)	(0)	
				今回	0	0		
				計	<0>	<0>		

都道府県名	0	担当部局名	0	担当者氏名	0
市町村名	0	電話番号	0	メールアドレス	0

(注1)ピンクの欄が記入欄。黄色の欄は、様式1-2が自動反映されるので、反映されているか確認すること。白色の欄は記入不要。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、福島再生加速化交付金(原子力災害情報発信等拠点施設整備等)交付要綱に規定される国費率を指す。

(注4)上段()書きは、前回までに配分された額等を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の変更について

令和 年 月 日付けで提出した原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画について、福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）実施要綱第4の4の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式3)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

令和 年度福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設
整備等）交付決定前着手申請書

令和 年 月 日付 で交付可能額通知を受けた原子力災害情報発信等拠
点施設整備等事業計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付
金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に基づく事業等に着手するものとする。

(様式4)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

令和 年度福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設
整備等）交付決定前着手申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいの
で提出します。

記

- 1 原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

県は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画に基づく事業に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県知事

令和 年度原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画の進捗状
況の報告について

令和 年度原子力災害情報発信等拠点施設整備等事業計画について福島再生
加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設整備等）実施要綱第10の2の
規定に基づき、別添のとおり進捗状況を報告します。